

障がい者サポーター、サポート企業・団体になりませんか？

●障がい者サポーターとは

「ともに支えあい 自分らしく暮らせる 心のかよいあうまち やつしろ」を実現するため、市が主催するサポーター研修会等を受講し、障がいの特性や必要な配慮について理解を深め、障がいのある人が困っているときに、必要な手助けを実践する人のことです。



障がい者サポーターの役割

1. 「障がい」や「障がい者」について知りましょう！
2. 勇気を出して声をかけてみましょう！
3. 障がい福祉に関するイベント等に参加しましょう！
4. 家族や職場、学校等で、サポーターの輪を広げましょう！
5. 身近な障がい者やその家族の手助けをしましょう！



障がい者サポーターとして登録されると、シンボルマーク入りのキー ホルダーをお渡ししますので、目につきやすい所に身につけ、障がい者が声をかけやすいようにご協力ください。



●障がい者サポート企業・団体とは

障がい者サポーター制度の普及などに積極的に協力いただける企業や団体を「障がい者サポート企業・団体」として認定します。認定にあたっては、市内にある事業所が、市が主催するサポーター研修会等を受講するほか、下記の事項のうち2項目以上に該当していることが要件となります。

1. 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に規定する法定雇用障害者数以上の障がい者を雇用していること（法定雇用率の対象とならない事業所は1人以上を雇用）。
2. 障がい者を雇用するに当たって、障がいの特性に応じた職場配置又は業務の分担、業務マニュアルの整備、職場相談員の配置等の配慮が行われていること。
3. 事業所又は店舗のユニバーサルデザイン化を推進していること。
4. 障がい等について従業員を対象とした研修を定期的に実施していること。
5. 障がい者への配慮等を含んだ接客等についてマニュアル化し、かつ、実践していること。
6. 障がい者施設の商品の購入、販売場所の提供等、障がい者施設の販路拡大に大きく寄与していること。
7. 障がい者及びその保護者等の支援団体等であって、障がい福祉に関するイベントの開催等、市民の理解を促進する取組を実施していること。
8. 前各号に掲げるもののほか、障がい福祉に資すると認められる取組を実施していること。

障がい者サポート企業・団体の役割

企業や団体のノウハウやスキルを活かして、障がい者の支援につながる取組をより一層進めてください。「障がい者サポート企業・団体」として認定された企業・団体には、市から認定証を交付し、市ホームページで認定企業・団体として紹介します。

また、認定を受けた企業・団体は許可を受けると、障がい者サポーターシンボルマークを、企業・団体の名刺や、ノベルティ、印刷物、ホームページ等にご使用いただけます。

なお、特に優れた活動をされている企業・団体については、市から表彰いたします。

障がいごとの特徴と対応の仕方について

【視覚障がい】

●特徴

- ・目が見えない人と見えづらい人がいます。
- ・見えづらさには個人差があり、眼鏡等で矯正しても視力が弱い、細かいところがわかりにくい、光がまぶしい、見える範囲が狭い、特定の色がわかりにくいなど、その状態はさまざまです。

●こんなサポートをお願いします。

- ・白杖を持って戸惑っている人を見かけたら、急に体や白杖に触れず、伝わりやすい距離で、声の大きさに気を配りながら、声をかけてください。
- ・説明するときは、「こちら」「そこ」などの指示語や「青い看板」など視覚情報をあらわす言葉は避け、「5歩先」「あなたの3時の方に向かって～～があります」など具体的に説明してください。
- ・横断歩道で白杖を持った人を見かけたら、「まだ赤信号です」とか「青信号になりました」と適切に声をかけてください。また、信号が変わっても、車やバイクが進入してくることがあります。安全かどうか教えてください。
- ・案内するときは、白杖の反対側に立ち、腕や肩を貸して半歩前を本人のペースにあわせて歩いてください。

【聴覚障がい】

●特徴

- ・外見からは障がいがあることがわかりにくいため、周囲から誤解を受けたり、近づいてくる車の音に気づかず、危険な目に遭うこともあります。
- ・補聴器を使用しても、音がゆがんで聞こえたり、言葉を上手に聞き取ることができない人もいます。
- ・手話を使うことができない人もいます。筆談や口の動きを読みとて理解する口話など、それぞれのコミュニケーション方法があります。

●こんなサポートをお願いします。

- ・話しかけるときは、正面から、口を大きくあけ、はっきりとした発音で、ゆっくり話しかけてください。
- ・話しかけても相手がわからないときは、身振りで表現したり、メモに書くなど、表現方法を工夫してください。
- ・筆談する場合は、短い文で簡潔にわかりやすく、大きな文字で書いてください。

【肢体（したい）不自由】

●特徴

- ・手や足の機能に障がいのある人、姿勢を保持することが困難な人がいます。
- ・脳性まひ、筋ジストロフィー等により全身に障がいがおよぶものを、一般的に全身性障がいと言います。全身性障がいの人の中には、生活する上で不便が多く、さまざまな場面でのサポートが必要です。

●こんなサポートをお願いします

- ・声をかけるときは、できるだけ視線と同じ高さにして話してください。
- ・ドアの開閉や段差などでは車いすを押すなどの手助けを行い、階段の昇り下りを手伝う場合は、必ず3～4人がかりで、静かに持ち上げてください。
- ・杖を使用している側の腕を握らないでください。
- ・脳性まひの中には、言語障がいに加え、顔の表情や手足などが自分の思いとは関係なく動いてしまうことがあるため、自分の意思をうまく伝えられない人もいます。言葉がわからない場合は、わかったふりをせず、繰り返し聞いて理解することが大切です。

【内部障がい】

●特徴

- ・病気等で身体の内部（心臓・腎臓・肺・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓）の動きが弱くなったり、動かなくななる障がい、ヒト免疫不全ウイルス（H I V）による免疫機能障がい等があります。ともに、外見からは障がいがあることがわかりにくいため、周囲から理解されにくく、誤解を受けることがあります。
- ・体力の低下により疲れやすく、重い荷物を持ったり、長時間立っていること等が難しいことがあります。

●こんなサポートをお願いします

- ・優先席の利用や障がい者用トイレの使用等への理解と配慮をしてください。
- ・人混みや電車の中での携帯電話の利用は、ペースメーカーに影響し、大変危険です。マナーモードではなく、必ず電源を切るようにしてください。
- ・タバコの煙が症状を悪化させることもあります。歩きタバコや指定喫煙所以外での喫煙は控えましょう。
- ・体力が低下し、風邪などに感染しやすくなっている場合があります。障がいのある臓器に影響を及ぼす可能性もあるので、周りの人に配慮をお願いします。

【知的障がい】

●特徴

- ・知的な発達が同年齢の人の平均に比べてゆっくりで、日常生活に支障が生じている人もいます。しかし、全ての発達が遅れているわけではありません。周りの人の理解や支援により改善したり、できるようになることもあります。

●こんなサポートをお願いします

- ・笑顔でゆっくり、やさしい口調で声をかけ、様子を見てから対応してください。
- ・抽象的な表現は避け、短い言葉で、その人がどうすればよいかわかるように具体的に話してください。
- ・「～してはだめ」という禁止文ではなく、「～してください」という肯定文で話してください。
- ・2つ以上の行動を同時に説明すると混乱することもありますので、1つずつ説明してください。
- ・相手が成人の場合、こども扱いをしないようにしてください。
- ・「こだわり」をもっている人も多いので、サポートするときは、その「こだわり」を否定しないようにしてください。

【精神障がい】

●特徴

- ・統合失調症、うつ病、てんかんといったさまざまな精神疾患によって、社会生活のしづらさを抱えています。
- ・適切な治療や服薬、周囲の配慮によって症状をコントロールできれば、地域で安心した生活をおくることができます。

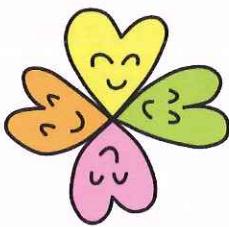
●こんなサポートをお願いします

- ・統合失調症、うつ病の場合、不安を感じさせない穏やかな対応が必要です。本人のペースに合わせた働きかけをお願いします。無理な励ましは本人のストレスとなることがあります。
- ・てんかんの発作は、数秒から2～3分のうちに止まります。発作を起こしている人の安全を確保し、静かに見守ってください。ただし、発作が5分以上続いたり発作を繰り返す場合は、状況に応じて救急車を呼ぶなどの対応をお願いします。

障がい者に関するマーク

<p>障がい者のための国際シンボルマーク</p>  <p>障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための、世界共通のシンボルマークです。</p>	<p>盲人のための国際シンボルマーク</p>  <p>世界盲人連合で1984年に制定された、視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などにつけられる世界共通のマークです。</p>
<p>耳マーク</p>  <p>聞こえが不自由なことを表すとともに、聞こえない人・聞こえにくい人の配慮を表すマークでもあります。</p>	<p>オストメイトマーク</p>  <p>人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。</p>
<p>ハートプラスマーク</p>  <p>「身体内部に障がいがある人」を表しています。</p>	<p>ほじょ犬マーク</p>  <p>身体障がい者補助犬同伴の、啓発のためのマークです。</p>
<p>身体障がい者標識</p>  <p>肢体不自由であることを理由に、免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークです。 (マークの表示は努力義務)</p>	<p>聴覚障がい者標識</p>  <p>聴覚障がい者であることを理由に、免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークです。 (マークの表示は義務)</p>
<p>白杖SOSシグナルのシンボルマーク</p>  <p>白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障がいのある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという運動の、普及啓発シンボルマークです。</p>	<p>ハートフルパス</p>  <p>障がい者用駐車場を適正にご利用いただきため、「利用証（ハートフルパス）」を交付し、駐車スペースの確保を図るもので、この制度に賛同する施設の障がい者用駐車場で利用できます。</p>

八代市障がい者サポートシンボルマーク



平成30年6月に障がい者サポートシンボルマークを募集したところ、79人から86点の応募があり、審査の結果、千代永 美咲さん（9歳）の作品に決定しました。

【作品に込められた想い】

一人ひとりの心がつながっている様子を表現しました。

※サポートに登録した方に、シンボルマーク入りのキーホルダーを差し上げます！

